

平成30年第1回(2月)定例会 一般質問

1、消防・防災行政について

(1) 消防団加入増に向けた取り組み

【質問】

少子高齢化が進む中で若い世代の入団が進まず、ここ数年は定員を下回る現状が続いていると認識しておりますが、この現状を踏まえ、若い世代の入団増及び事業所への働きかけは、どのように取り組みを行ってきたのか。

【回答】

昨年度から「高校生消防防災サポーター育成事業」を実施し、市内高校14校46名の高校生を対象に、現役の消防団員の体験講話など行い、また、市内大学を地元消防団員が訪問して活動をPRし、地域の消防・防災に関心を持てるような取り組みを行っている。

事業所に対する加入促進については、平成21年度から消防団協力事業所の認定制度に取り組んでおり、平成26年度からは、建設工事の発注者別評価点の加点制度を取り入れた結果、現在の認定数は103事業所となっている。制度発足当時と比較すると約8倍の増加となっており、今後も積極的に働きかけていきたい。

(2) 防災行政無線戸別受信機の整備

【質問】

防災行政無線は電波法令の改正により、本市は平成32年度までに現在のアナログ式からデジタル式へ更新することとなっている。デジタル式へ更新と同時に、この戸別受信機が使用できなくなるため、本市は戸別受信機については更新を行わない方針。

そのような中、昨年11月定例会で、琴海地区連合自治会より「琴海地区防災行政無線戸別受信機の撤去に反対する請願」が提出され、議会の本議会において全会一致で採択された。また、12月25日には、琴海地区連合自治会と外海地区連合自治会の連名で「琴海地区・外海地区の防災行政無線戸別受信機を機種変更後も引き続き設置すること」の要望が市長あてに提出された。この、戸別受信機は、防災情報だけでなく、地域の各種イベント情報や生活に密着した情報手段としても活用され住民にとっては欠かせないものとなっている。本市は今議会の中で、置き換えの場合は補助を行うとの答弁があっているが、その方針の具体的な内容を伺う。

【回答】

戸別受信機の貸与の在り方については、デジタル化へ向けた整備を進める中で、無償貸与の枠を拡大することとしている。具体的には、現在貸与している自治会長、消防団分団長に加え、聴覚に障害がある方や日常生活で介助が必要な方など、災害時の避難に支援が必要な方、また避難を支援していただくことが期待される民生・児童委員の方々などへ新たに貸与したいと考えている。

また、別途購入を希望される方には二分の一を補助する制度を創設することで助成を行っていきたい。戸別受信機については様々な要望や意見をいただいております、この要望を踏まえ、本市の制度で無償貸与の対象となる方以外で、現在貸与されている方については、さらに補助率を四分の三にかさ上げしたいと考えている。

【再質問】

外海地区の山側には点在して家が建っている地区があり、その地域は防災行政無線も山にさえぎられたり、地区にはスピーカーが一カ所しかない所もあると聞いている。その対策としてどのように考えているのか。

【回答】

現在、放送の到達範囲のシミュレーションを行っているが、聞き取りにくい地域については、戸別受信機を設置することで、情報伝達手段を確保したいと考えている。

2、公共施設のあり方を考える市民対話について

(1) 市民対話の開催状況と今後の予定

【質問】

昨年7月には野母崎地区で、11月からは外海地区で「公共施設のあり方を考える市民対話」が両地区で各4回にわたり開催された。他地区での開催状況と、今後の予定を伺う。

【回答】

現在は、緑が丘・淵地区で1月から対話を開始し、4月までに計4回の対話を実施する予定である。

平成30年度は、4地区で開催する予定であるが、具体的な開催地区については、今後地元の関係者の皆様とも協議した上で決定したい。

(2) 意見集約と今後の対応

【質問】

地域住民がグループ討議形式で意見を出し合い、対象となる施設について様々な意見・アイデアが出された。今後、この意見やアイデアを集約し、本市としてどのように反映させていくのか伺う。

【回答】

池島地区では、東浴場と港浴場の統合について提案した。統合される浴場への移動手段や中央会館の活用の可能性など、統合に向けて解決すべき課題とその手法について、今後、具体的に地域の皆様のご提案も検討し、統合に向けた課題を整理していくことでご理解を得た。また、黒崎・出津・神浦地区では、西出津ゲートボール場について、今後多目的化を前提に、地域の皆様と話し合いながら具体的な活用方法を検討していくことで理解を得た。

様々なご意見やご提案をいただいておりますので、これらを参考としながら地区別計画

を取りまとめていきたいと考えている。

3、生活保護世帯数の推移と支援体制について

【質問】

本市の生活保護世帯のここ数年の推移はどのようになっているのか伺う。

また、生活保護の受給者世帯には、本市の職員でもあるケースワーカーが家庭訪問し受給者の自立に向けた相談や、病人や身体に障害を抱えている家族、一人暮らしの高齢者など、様々な困難に直面していて生活に困っている人々の相談にのっている。本市においては受給者に対する支援体制が充実しているか伺う。

【回答】

本市の状況は、平成20年後半からの経済状況の悪化により、急激に増加していたが、近年雇用状況が改善傾向にある中、平成25年度から26年度をピークに減少傾向にある。

本市においては、生活保護受給者の方々に対し、89人のケースワーカーを配置し、必要な支援や助言などを行っている。具体的には、就職の実現のために対象者を支援する就労支援員及び社会的自立支援員、年金受給が可能と思われる方を支援する年金調査員、子どもの健全育成のための専門相談員、中国残留邦人等の自立支援のための専門相談員、医療扶助を適正に実施するための嘱託員、計12名を配置し専門的見地から対応するようにしている。

生活保護制度の最後のセーフティーネットとしての役割を十分果たすよう努め、生活保護の適正な実施のため、生活保護受給者の自立に向けた様々な支援を行っていききたい。

【要望】

本市においては、ケースワーカーひとりが受け持つ世帯は平均で約110世帯前後になると思うが、ケースワーカーの皆さんは外での相談業務を終え、帰って来てから報告書等の事務作業も行い、日々多忙な業務をこなしている。社会福祉法では、ひとりあたり80世帯が基本となっておりますので、その数字に少しでも近づけていく努力をお願いする。

4、有害鳥獣対策について

【質問】

近年は有害鳥獣いわゆるイノシシ、シカ等による農作物への被害や、市街地に出没したとの話を本市でもよくお聞きするようになった。本市におけるイノシシ等による農作物への被害額はどのようになっているのか伺う。

また、昨年の市街地・住宅街に出没したとの通報は何件ほどあり、その中で人的被害の報告は何件あったのか伺う。

併せて、民家近くの畑や生活圏内にイノシシが出没する事例も多く、対策としてワイヤーメッシュ柵を提供しているが、設置については受益者（個人や自治会等）で設置しなけ

ればならないとなっているが、自治会等は高齢化で難しくなっている。住民への生活環境被害の対策として、どのような取り組みを行っているのか伺う。

【回答】

本市の農作物被害金額においては、平成 27 年度 5,571 万円から、平成 28 年度は 4,859 万円に減少している状況である。

また、有害鳥獣に係る平成 28 年度の被害件数は 1,005 件のうち、約 6 割の 585 件が生活環境被害の相談であり、このうち人的被害は 1 件発生している。

ワイヤーメッシュ柵の設置については、自治会の高齢化や会員の減少などで取り組みが難しい場合があることは認識している。本市としても設置方法については、委託した専門業者が相談の状況に応じ、現地へ赴き、きめ細やかな指導を行っている。

5、風頭公園の整備について

【質問】

市民の憩いの場である公園が開設されているが、どのような基準で改修等を行っているのか伺う。

また、その一つの公園である風頭公園は、遊具は老朽化し、また、桜の木も老木化が進んでいるのが現状である。今後、風頭公園の整備についてどのような考えか伺う。

【回答】

開設している公園の整備については、定期的な点検などにより、安全快適に利用できるよう努めている。規模の大きな改修については、各施設に老朽化の状況を踏まえ、公園が持つ特性、緊急性・優先性を考慮した上で、順次改修等を実施している。

風頭公園については、近年、園路の路面整備や支障木の伐採などの整備を行ってきた、今後は、老朽化の状況調査を行い、地域の皆様の意見を伺いながら、改修の必要性について検討していきたい。

【再質問】

老木化が進んでいる桜の木の植え替えの計画はないか。

【回答】

桜の木の老朽化の状態等の調査を行っており、その結果を踏まえ、苗木の植樹などを計画的に実施し、美しい桜が咲き誇る公園を維持していきたいと考えている。